

2020年10月27日

各 位

会 社 名 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス  
代表者名 代表取締役社長 淺山 雄彦  
(コード : 2927、東証JASDAQ)  
問合せ先 社長室長 土屋 昭弘  
(TEL. 054-281-5238)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年11月25日開催予定の第40期定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議するとともに、同株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

#### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るもので

#### (2) 移行の時期

2020年11月25日開催予定の第40期定時株主総会において、必要な定款変更が原案どおり承認された場合、同日付で、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

### 2. 定款一部変更

#### (1) 変更の理由

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに、監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他の所用の変更を行うものです。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年11月25日

定款変更の効力発生日 2020年11月25日

以 上

【別紙】

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol>	<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (条文省略) <p>2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (現行どおり) <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略)	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
(取締役会の決議の省略) 第24条 当会社は、 <u>会社法第370条の要件を充たしたときは、</u> 取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の決議の省略) 第24条 当会社は <u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第25条 当会社は、 <u>会社法第399条の13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務の執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u>
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して</u> 株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> (員数) 第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。	(削除) (削除)
(選任方法) 第29条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	(削除)
(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役の報酬等) <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) <u>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除)
(新設) (新設)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知) <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規則) <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 会計監査人 <u>第36条～第38条 (条文省略)</u>	第6章 会計監査人 <u>第32条～第34条 (現行どおり)</u>
(報酬等) <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	(報酬等) <u>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第40条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
第7章 計算 <u>第41条～第44条 (条文省略)</u>	第7章 計算 <u>第37条～第40条 (現行どおり)</u>

現行定款	変更案
(新 設) (新 設)	<p><u>附則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第40期定期株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>